

株 主 各 位

大阪府松原市阿保四丁目1番34号  
株式会社ハウスフリーダム  
代表取締役社長 小 島 賢 二

## 第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年3月24日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前11時
2. 場 所 大阪府松原市上田三丁目6番1号  
ゆめニティプラザ3階
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第27期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

#### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

#### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後6時30分までに行使してください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.housefreedom.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化により経済活動の一部制限が続き、秋口にはワクチン接種が進んだことにより厳しい状況から徐々に持ち直しの動きが見られたものの、感染力の強い新たな変異株の流行等により先行き不透明な状況が継続しております。先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済活動を継続していく中で、政府の各種政策効果と海外経済の改善により、持ち直していくことが期待されていますが、感染の動向が内外経済に与える影響及び金融資本市場の変動を引き続き注視する必要があります、不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループの属する不動産業界におきましては、継続する低金利環境を背景に、不動産需要は底堅く、不動産市況は堅調に推移しております。住宅需要につきましては、新設住宅着工戸数に持ち直しの動きが見られるものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって生じた雇用・所得環境に対する先行き懸念等もあり、依然として厳しい事業環境にあります。また、ウッドショックと呼ばれる海外での木材需要の高まり等による国産木材・輸入木材の供給不足や価格高騰に加え、海外での感染拡大等により、住宅機器等の供給逼迫が顕在化する等、未だ先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の下、当社グループは、継続して中長期的な成長に向けた事業展開を推進し、関西、九州、中部エリアにおける既存事業の収益力向上及びエリア内における更なるシェア拡大と、新たな事業領域への進出を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、前期業績に寄与した関西エリアの大規模分譲プロジェクトは完売いたしました。しかしながら、不動産仲介事業において仲介件数が前期に比して減少したこと、また、建設請負事業においても請負工事が減少したことで、売上高につきましては前期を下回る結果となりました。営業利益以下各段階利益につきましても、前述の売上高の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に端を発したウッドショックや住宅設備等の供給逼迫により、新築戸建分譲事業及び建設請負事業において粗利益額が減少し、前期を下回る結果となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高11,795百万円（前期比3.0%減）、営業利益492百万円（前期比49.2%減）、経常利益424百万円（前期比53.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益281百万円（前期比49.6%減）となりました。

事業区分別の状況は、次のとおりであります。

#### 〈不動産仲介事業〉

当社グループの中核事業と位置付けております不動産仲介事業におきましては、当社グループの地域密着戦略における要として、地域内情報の取得等他事業とのシナジー効果の最大化を目的に、関西、福岡及び中部エリアにおいて事業を展開いたしました。

この結果、当事業の売上高は1,665百万円（前期比8.1%減）となりました。

#### 〈新築戸建分譲事業〉

新築戸建分譲事業におきましては、お客様ニーズにマッチした分譲住宅の供給を目標に事業を推進しております。当連結会計年度につきましては、前期業績に寄与した関西エリアの大規模分譲プロジェクトは完売いたしました。しかしながら、中部エリアでの販売が好調に推移したことで、売上高は前期並みとなりました。利益面においては木材価格の高騰や住宅設備等の供給逼迫の影響により粗利益額が減少し、前期を下回る結果となりました。

この結果、当事業の売上高は8,846百万円（前期比0.4%減）となりました。

#### 〈建設請負事業〉

建設請負事業におきましては、注文住宅及びリフォームの請負事業を展開しております。

当事業の売上高は957百万円（前期比15.1%減）となりました。

#### 〈損害保険代理事業〉

損害保険代理事業におきましては、不動産関連サービスから派生する火災保険及び地震保険等の代理店業務を行っております。

当事業の売上高は76百万円（前期比12.5%減）となりました。

#### 〈不動産賃貸事業〉

不動産賃貸事業におきましては、関西エリアを中心として主に住居用マンションやオフィスビル等の賃貸不動産の仕入れ、賃貸及び販売に加えて、小規模賃貸アパートの開発及び販売を行っております。当連結会計年度において、賃貸不動産の保有棟数が増加したことにより、当事業の売上高は249百万円（前期比24.3%増）となりました。

#### 事業区分別の売上高

事業区分	売上高	構成比
不動産仲介事業	1,665百万円	14.1%
新築戸建分譲事業	8,846百万円	75.0%
建設請負事業	957百万円	8.1%
損害保険代理事業	76百万円	0.6%
不動産賃貸事業	249百万円	2.1%

#### ②設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,477百万円であります。

#### ③資金調達の状況

該当事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2018年12月期)	第 25 期 (2019年12月期)	第 26 期 (2020年12月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	10,419	10,409	12,163	11,795
親会社株主に 帰属する(百万円) 当期純利益	214	271	559	281
1株当たり当期純利益 (円)	52.68	66.96	138.61	69.81
総 資 産(百万円)	9,229	10,101	10,691	13,888
純 資 産(百万円)	2,020	2,198	2,652	2,775
1株当たり純資産額 (円)	496.52	545.15	657.77	688.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第25期の期首から適用しており、第24期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2018年12月期)	第 25 期 (2019年12月期)	第 26 期 (2020年12月期)	第 27 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売 上 高(百万円)	6,573	5,452	6,813	6,175
当 期 純 利 益(百万円)	106	83	483	324
1株当たり当期純利益 (円)	26.19	20.61	119.91	80.34
総 資 産(百万円)	7,497	7,938	8,328	10,811
純 資 産(百万円)	2,128	2,117	2,496	2,661
1株当たり純資産額 (円)	522.89	525.09	619.01	660.02

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第25期の期首から適用しており、第24期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社リフォスタ	10百万円	100%	新築戸建分譲事業 建設請負事業
シティーホーム株式会社	24百万円	100%	不動産仲介事業 新築戸建分譲事業
株式会社アイデムホーム	10百万円	100%	不動産仲介事業 建設請負事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない状況が続く中、ワクチン接種の普及をはじめとした感染症対策や経済政策・金融政策の緩和基調が維持され、国内景気は緩やかに回復していくものと期待されますが、変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大、米国の金融資本市場の変動等の動向が世界経済に与える影響、また、中国をはじめとするアジア新興国等の経済の動向によってわが国の景気が下押しされる懸念等が払拭されておらず、先行きについては不透明な状況が予想されます。

当不動産業界におきましても、政府による経済政策や金融緩和政策の継続による、低金利で良好な資金調達環境を背景に、不動産取引については堅調に推移するものと予測される一方で、建築資材の価格高騰や納期遅延等が懸念され、住宅市場につきましては、引き続き厳しい経営環境が継続するものと予想されます。

このような状況下で当社グループは、中長期的成長に向けた事業展開に継続して取り組んでまいります。事業分野ごとの収益力向上策を継続して推進し、既存事業におけるエリア内のシェア拡大を図ってまいります。当社グループの基幹事業であります不動産仲介事業につきましては、エリア内の新築、中古住宅の仲介件数を増加させるとともに、これに伴ったリフォーム獲得の拡大等を着実に推進してまいります。また、当社グループのサービスをご提供できるエリアが、関西、九州及び中部エリアの主要地域で拡大しており、当社グループの展開する5事業分野のシナジー効果を発揮して、今後も需要が見込まれる事業を推進するとともに、中期的に検討しております関東エリアへの進出を計画してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社グループは、次の事業を行っております。

事業区分	主要な事業内容
不動産仲介事業	不動産の売買仲介及び販売代理
新築戸建分譲事業	戸建分譲住宅及び中古物件の企画開発、建築、販売
建設請負事業	注文住宅及びリフォームの請負
損害保険代理事業	火災保険及び地震保険等の保険代理業
不動産賃貸事業	住居用マンション及びオフィスビル等賃貸不動産の仕入・開発、賃貸及び販売

(6) 主要な事業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

本 社	大阪府松原市
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区
松 原 店	大阪府松原市
堺 店	大阪府堺市北区
東 大 阪 店	大阪府東大阪市
八 尾 店	大阪府八尾市
藤 井 寺 店	大阪府藤井寺市
茨 木 店	大阪府茨木市
早 良 店	福岡県福岡市早良区
城 南 店	福岡県福岡市城南区
高 宮 店	福岡県福岡市南区
福 岡 東 店	福岡県福岡市東区
東 大 阪 営 業 所	大阪府東大阪市
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市中央区

② 子会社

株 式 会 社 リ フ オ ス タ	本社 (大阪府東大阪市)、福岡支店 (福岡県福岡市中央区)
シ テ ィ ー ホ ー ム 株 式 会 社	愛知県岡崎市
株 式 会 社 アイ デ ム ホ ー ム	本社 (愛知県名古屋市緑区)、名古屋東店 (愛知県名古屋市名東区)、名古屋西店 (愛知県名古屋市西区)、名古屋南店 (愛知県名古屋市緑区)、春日井店 (愛知県春日井市)、中川店 (愛知県名古屋市中川区)、安城店 (愛知県安城市)、浜松店 (静岡県浜松市)

## (7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
不動産仲介事業	147 (－) 名	6名増 (－)
新築戸建分譲事業	18 (－)	2名増 (－)
建設請負事業	41 (－)	3名増 (－)
損害保険代理事業	－ (－)	－ (－)
不動産賃貸事業	－ (－)	－ (－)
介護事業	－ (－)	－ (11名減)
全社 (共通)	23 (－)	4名増 (－)
合計	229 (－)	15名増 (11名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員は使用人数に含んでおり、パート社員は ( ) 内に年間の平均人員を概数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 損害保険代理事業は、主たる業務である不動産仲介事業に属する使用人がその業務を行っております。
4. 不動産賃貸事業は、新築戸建分譲事業に属する使用人がその業務を行っております。
5. 介護事業につきましては、株式会社ケアサービス友愛が2020年12月末で解散しております。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名	10名増	40.9歳	6年0ヵ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員は7名で使用人数に含んでおります。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて10名増加したのは、採用計画に基づいて即戦力となる中途採用と新卒採用を行ったためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,441百万円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	1,125百万円
株 式 会 社 徳 島 大 正 銀 行	890百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	749百万円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	602百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 13,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,033,140株 (自己株式76,860株を除く)

(3) 株主数 1,643名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社オーエフコーポレーション	781,000株	19.4%
山西 みき子	765,000株	19.0%
VTホールディングス株式会社	556,300株	13.8%
小島 賢二	204,000株	5.1%
森光 哲也	200,000株	5.0%
ハウスフリーダム従業員持株会	123,730株	3.1%
増田 直樹	120,000株	3.0%
日新火災海上保険株式会社	100,000株	2.5%
若杉 精三郎	61,000株	1.5%
吉田 知広	42,500株	1.1%

(注) 1. 当社は、自己株式を76,860株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況（2021年12月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状 況

### (1) 取締役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	小 島 賢 二	
取 締 役	増 田 直 樹	営業本部長 シティーホーム株式会社 代表取締役社長 株式会社リフォスタ 代表取締役社長
取 締 役	河 辺 豊	管理本部長
取 締 役	森 光 哲 也	海外担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	檜 根 達 也	
取 締 役 (監査等委員)	伊 藤 誠 英	VTホールディングス株式会社 専務取締役 株式会社アーキッシュギャラリー 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員)	松 岡 宏 治	松岡会計事務所 代表 株式会社ラクス 監査役

- (注) 1. 当社は、2021年3月19日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役(監査等委員)伊藤誠英及び松岡宏治は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)伊藤誠英及び松岡宏治につきましては、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)松岡宏治は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、重要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集、内部監査部門との連携を図るべく、監査等委員である取締役檜根達也を常勤の監査等委員に選定しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ①当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給 人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		
			基本報酬	賞 与	非金銭 報酬等
取締役(監査等委員で ある取締役を除く。)	5	84,000	84,000	-	-
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	14,850 (6,300)	14,850 (6,300)	-	-
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	4,200 (1,500)	4,200 (1,500)	-	-
合 計 (うち社外役員)	8 (2)	103,050 (7,800)	103,050 (7,800)	-	-

- (注) 1. 当社は、2021年3月19日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 当期末現在の人員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)です。
3. 上記取締役(監査等委員である取締役を除く。)には、2021年3月19日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。
4. 上記監査役3名は、2021年3月19日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員である取締役に就任したため、支給人員と報酬等の総額につきましては、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員である取締役在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。なお、合計欄は実際の支給人員数を記載しております。
5. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### ②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は基本報酬、賞与の組み合わせで構成し、株主総会で承認された報酬額の限度額内で決定しております。決定方針の決定方法は、報酬諮問会議において、報酬水準、職責、従業員賃金とのバランス及び業績

への貢献度を勘案し、取締役会で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

- ・基本報酬については、各取締役の役位、在位期間、職務の内容及び会社貢献度を勘案し、相応な金額を決定します。
- ・賞与については、当該事業年度の連結業績を踏まえ、各取締役の役位及び担当事業の業績・成果を勘案し金額を決定します。

当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の決定にあたっては、社外取締役及び代表取締役で構成される報酬諮問会議において決定方針に沿うものであるか否かを含めて審議し決定していることから、取締役会はその内容の報告を受け、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により、決定しております。

### ③取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2006年3月31日開催の第11回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、別枠で2020年3月16日開催の第25回定時株主総会において社外取締役を除く取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。監査役の報酬限度額は、2002年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）です。

監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年3月19日開催の第26回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内で、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監

査等委員である取締役を除く。)の員数は4名(うち社外取締役0名)です。また、別枠で社外取締役を除く取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年3月19日開催の第26回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)です。

#### ④取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小島賢二を議長とし、社外取締役伊藤誠英及び同松岡宏治の計3名で構成する報酬諮問会議に、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別基本報酬額及び賞与の支給の有無について決定を一任しております。委任した理由は、社外取締役が過半を占める報酬諮問会議に委任することにより、客観性や透明性を確保できると判断したからであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）伊藤誠英は、VTホールディングス株式会社の専務取締役、株式会社アーキッシュギャラリーの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社は株式会社アーキッシュギャラリーとの間に取引関係はありません。またVTホールディングス株式会社との間に取引関係はありませんが、同社は当社の大株主であります。
- ・取締役（監査等委員）松岡宏治は、松岡会計事務所の代表、株式会社ラクスの監査役を兼務しております。なお、当社は同事務所及び同社との間に取引関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

区 分	活 動 状 況 及 び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等 伊藤 誠英 委員)	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として2回、監査等委員として12回に、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。上場企業経営者としての豊富な経験や高い見識に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、報酬諮問会議の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役 (監査等 松岡 宏治 委員)	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として3回、監査等委員として12回に、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地や他社の社外役員としての経験に基づき、当社の業務執行における適正性確保や当社取締役会の経営監督機能向上等の観点から、健全かつ効率的な企業経営に向けた発言を適宜行っております。また、報酬諮問会議の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

三優監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について適切であると判断したため、同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、適正な職務の遂行が困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての基本方針の内容は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令及び定款に適合することを確保するために、当社の経営理念「我々は、住宅産業を通じて価値創造し、人々に夢と希望の創出を永続することが、社会貢献であり、企業としての宿命であると考える。」に基づき行動し、法令及び定款並びに社内規程を誠実に遵守する。
- ②重要事項が発生した場合には、当該事実が発生したことを認識した部署から速やかに人事総務部に情報が集約され、取締役会に対して報告がなされ適切に対応するとともに、公益通報者保護法に準拠した内部通報規程を定め、未然防止に取り組む。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告についての資料や株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な情報については、取締役会規則や文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営会議において、各部門の報告書等から日々のクレームや問題点等の対応を確認し、事前防止を図る。
- ②危機管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応部門を定め、リスク管理マニュアル等を整備、情報セキュリティポリシーを規定し、社内規程とともに全社員に周知徹底を図る。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規則等の社内規程に基づき、経営上の重要な項目について意思決定を行うとともに、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する。

②経営会議を開催し、取締役会の審議検討を充実させるための事前審議を行い、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っているほか、職務権限規程、業務分掌規程、稟議規程等に基づき、各職位の責任・権限や業務を明確にする。

#### (5) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める子会社管理規程等の社内規程に基づき、子会社の経営に関する重要事項について、毎月1回開催する取締役会で承認を必要とするほか、子会社の取締役等の職務の執行に係る報告の資料や情報について、経営会議において報告を求める。

②子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社が定めるリスク管理規程及び子会社管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中長期的なビジョンとして中期経営計画書を定期的に策定し、さらにそれを具体化するため、毎事業年度の当社グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図る。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議して決定する。また、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮・命令に服する。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

現在、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人はいないが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会スタッフは監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

**(8) 監査等委員会への報告に関する体制**

①当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 監査等委員は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、部長会議等の重要会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から重要事項の報告を受ける。
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、各監査等委員の要請に応じて会社に重要な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役、従業員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に遅滞なく報告する。

②子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

- ・ 当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。
- ・ 法令等の違反行為等、当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査等委員会に遅滞なく報告する。
- ・ 内部通報制度の担当部署は、当社グループの従業員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に報告する。

**(9) 監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務については、監査等委員からの請求に基づいて担当部署において審議の上、監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、前払又は償還する。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会は、監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。
- ②取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ③監査等委員会は会計監査人から会計監査の計画及び結果について定期的に説明を受けるとともに、情報交換等を行い、連携を図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

倫理・コンプライアンス規程及び反社会的勢力排除規程等の社内規程に反社会的勢力への対応を定め、組織的対応を行うとともに、外部専門機関や顧問弁護士等との連携や情報共有を行うことで、関係を遮断排除する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ①取締役会の職務の執行について、当社の各部門及び子会社から提出される、経営の基本方針及び業務執行上の重要な事項の決定又は承認を行っております。
- ②監査等委員の監査体制について、取締役会等重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセス等を確認し、意見を述べております。また、監査室及び会計監査人と適宜情報交換を行っております。
- ③コンプライアンスに関する取り組みについて、当社グループは行動基準を定めており、当該行動基準に基づき、コンプライアンス研修等を実施し、法令違反等の防止を図っております。
- ④リスク管理体制の強化について、リスク管理委員会を定期的で開催し、リスクの洗出し、予防策及び対応策の検討を行うとともに、リスクの軽減に努めております。
- ⑤財務報告に係る内部統制について、内部統制基本方針書に基づき基本計画書を作成し、評価及び内部監査を実施しております。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b> 現金及び預金 受取手形及び売掛金 販売用不動産 仕掛販売用不動産 未成工事支出金 その他 貸倒引当金 <b>固 定 資 産</b> <b>有 形 固 定 資 産</b> 建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具器具備品 土地 リース資産 建設仮勘定 <b>無 形 固 定 資 産</b> のれん ソフトウェア 商標権 その他 <b>投資その他の資産</b> 投資有価証券 繰延税金資産 その他 貸倒引当金 <b>繰 延 資 産</b> 社債発行費	10,673,141 3,806,940 17,278 2,210,035 4,216,979 98,286 323,696 △75 3,208,479 2,874,877 987,224 18,224 9,096 1,413,113 41,399 405,818 112,612 105,331 6,929 115 235 220,989 44,832 93,269 87,102 △4,214 6,981 6,981 13,888,602	
	<b>流 動 負 債</b> 営業未払金 短期借入金 1年内償還予定の社債 1年内返済予定の長期借入金 リース債務 未払法人税等 賞与引当金 製品保証引当金 その他 <b>固 定 負 債</b> 社債 長期借入金 リース債務 資産除去債務 その他 <b>負 債 合 計</b>	5,947,862 380,648 3,452,250 207,200 1,146,761 9,626 67,281 88,363 27,773 567,958 5,164,924 612,400 4,436,789 31,813 15,742 68,178 11,112,786
	<b>純 資 産 の 部</b>	
	<b>株 主 資 本</b> 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 その他の包括利益累計額 その他有価証券評価差額金 <b>純 資 産 合 計</b>	2,745,550 328,842 173,940 2,275,014 △32,246 30,265 30,265 2,775,815
<b>資 産 合 計</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	
13,888,602	13,888,602	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		11,795,636
売上原価		8,300,926
売上総利益		3,494,710
販売費及び一般管理費		3,001,805
営業利益		492,905
受取利息	50	
受取手数料	22,460	
その他	15,389	37,900
営業外費用		
支払利息	86,147	
支払保険料	9,924	
その他	10,335	106,408
経常利益		424,397
特別利益		
固定資産売却益	23,193	23,193
税金等調整前当期純利益		447,590
法人税、住民税及び事業税	189,773	
法人税等調整額	△23,722	166,050
当期純利益		281,540
親会社株主に帰属する当期純利益		281,540

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（2021年1月1日から  
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	328,842	173,940	2,154,799	△32,246	2,625,335
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△161,325		△161,325
親会社株主に帰属する 当期純利益			281,540		281,540
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	120,214	—	120,214
当連結会計年度末残高	328,842	173,940	2,275,014	△32,246	2,745,550

	その他の包括 利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	27,534	27,534	2,652,870
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△161,325
親会社株主に帰属する 当期純利益			281,540
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	2,730	2,730	2,730
当連結会計年度変動額合計	2,730	2,730	122,945
当連結会計年度末残高	30,265	30,265	2,775,815

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数 3社
- ②主要な連結子会社の名称 株式会社リフォスタ  
シティーホーム株式会社  
株式会社アイデムホーム  
当社の連結子会社であった株式会社ケアサービス友愛は、  
清算手続き終了により連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、株式会社アイデムホームを除き、連結決算日と一致しております。なお、株式会社アイデムホームの決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ロ. たな卸資産（販売用不動産、仕掛販売用不動産及び未成工事支出金） 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

###### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ハ. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額リース取引に係るリース資産 法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度末に在籍している従業員に係る支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ハ. 製品保証引当金 販売した住宅に対するアフターサービス及びクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した金額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）については工事進行基準（工期の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ロ. 消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、投資その他の資産の「その他」（長期前払費用）に計上し、均等償却しております。
- ハ. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、投資効果の発現する期間を個別に見積り、定額法により償却することとしております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

販売用不動産	1,665,310千円
仕掛販売用不動産	3,351,261千円
建物及び構築物	910,180千円
土地	1,406,914千円
計	7,333,665千円

#### ② 担保に係る債務

短期借入金	3,109,650千円
1年内返済予定の長期借入金	899,143千円
長期借入金	3,057,585千円
社債に対する被保証債務	489,600千円
計	7,555,978千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 537,232千円

## 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,110,000株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月19日 定時株主総会	普通株式	161,325	40	2020年12月31日	2021年3月22日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	161,325	40	2021年12月31日	2022年3月28日

## 4. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、不動産の開発投資及び設備投資の計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に銀行預金とし、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、原則として、利用しない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、ほとんどが1年以内の決済期日であります。受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である営業未払金は、ほとんどが1年以内の決済期日であります。営業未払金は流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）にさらされております。借入金及び社債は、主として不動産の開発投資及び設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は金利変動リスクにさらされておりますが、当該リスクに関しては当社では、デリバティブ取引等でのリスクヘッジは行っておりません。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利によっております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは受取手形及び売掛金について、経理部を中心として債権の回収状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは借入金及び社債の金利変動リスクについては、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しておりませんが、条件面について各金融機関に定期的に見直しを要請しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経理部を中心として適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	3,806,940	3,806,940	—
(2)受取手形及び売掛金	17,278	17,278	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	44,832	44,832	—
資産計	3,869,051	3,869,051	—
(1)営業未払金	380,648	380,648	—
(2)短期借入金	3,452,250	3,452,250	—
(3)リース債務 (流動負債)	9,626	9,626	—
(4)社債(※1)	819,600	819,773	173
(5)長期借入金(※2)	5,583,550	5,577,326	△6,224
(6)リース債務 (固定負債)	31,813	31,813	—
負債計	10,277,489	10,271,438	△6,050

(※1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

### 負債

#### (1) 営業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) リース債務（流動負債）、(6) リース債務（固定負債）

リース債務については、連結貸借対照表計上額及び時価に重要性がないため、帳簿価額を時価としております。

#### (4) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### (5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 5. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション（土地を含む。）等を保有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時	価
2,499,462千円		2,387,752千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）及び簡便的に公示価格等の適切な指標に基づき算定した金額であります。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	688円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	69円81銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 8. その他の注記

(追加情報)

(固定資産の保有目的の変更)

当連結会計年度において、固定資産の一部について、自社利用から販売目的へと保有目的を変更したことに伴い、建物及び構築物649,625千円、機械装置及び運搬具2,598千円および土地486,597千円を、販売用不動産に振り替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用しておりますが、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす見積りが存在しないため、記載を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症については、今後の拡大や収束時期等を予測することが依然として困難な状況であります。当社グループの業績に与える影響は限定的であるとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,098,078	流 動 負 債	3,803,990
現金及び預金	2,631,622	営 業 未 払 金	266,971
売 掛 金	13,873	短 期 借 入 金	2,291,600
た な 卸 資 産	4,232,628	1年内償還予定の社債	197,200
前 渡 金	85,546	1年内返済予定の長期借入金	696,835
前 払 費 用	42,216	未 払 金	131,027
そ の 他	92,192	前 受 金	59,044
貸 倒 引 当 金	△2	賞 与 引 当 金	69,728
固 定 資 産	3,707,112	製 品 保 証 引 当 金	27,773
有 形 固 定 資 産	2,787,412	そ の 他	63,809
建 物 及 び 構 築 物	950,216	固 定 負 債	4,345,839
土 地	1,412,015	社 債	592,400
建 設 仮 勘 定	405,818	長 期 借 入 金	3,744,131
そ の 他	19,361	資 産 除 去 債 務	5,803
無 形 固 定 資 産	7,225	そ の 他	3,504
投 資 其 他 の 資 産	912,475	負 債 合 計	8,149,829
投 資 有 価 証 券	44,832	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	629,834	株 主 資 本	2,631,691
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	100,000	資 本 金	328,842
繰 延 税 金 資 産	80,263	資 本 剰 余 金	173,940
そ の 他	61,859	資 本 準 備 金	173,940
貸 倒 引 当 金	△4,314	利 益 剰 余 金	2,161,155
繰 延 資 産	6,594	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,161,155
資 産 合 計	10,811,785	特 別 償 却 準 備 金	305
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,160,849
		自 己 株 式	△32,246
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	30,265
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	30,265
		純 資 産 合 計	2,661,956
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,811,785

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,175,828
売上原価	4,554,770
売上総利益	1,621,057
販売費及び一般管理費	1,632,587
営業損失	11,529
営業外収益	
受取利息	1,928
受取配当金	324,038
受取手数料	21,814
その他	23,872
合計	371,654
営業外費用	
支払利息	59,867
支払保証料	9,828
その他	6,814
合計	76,510
経常利益	283,614
特別利益	
固定資産売却益	19,198
税引前当期純利益	302,812
法人税、住民税及び事業税	7,907
法人税等調整額	△29,111
当期純利益	324,017

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利 益 剰 余 金	特 別 償 却 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当事業年度期首残高	328,842	173,940	173,940	1,709	1,996,754	1,998,463	△32,246	2,468,999
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△161,325	△161,325		△161,325
当期純利益					324,017	324,017		324,017
特別償却準備金の取崩				△1,403	1,403	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,403	164,094	162,691	—	162,691
当事業年度末残高	328,842	173,940	173,940	305	2,160,849	2,161,155	△32,246	2,631,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当事業年度期首残高	27,534	27,534	2,496,534
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△161,325
当期純利益			324,017
特別償却準備金の取崩			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2,730	2,730	2,730
事業年度中の変動額合計	2,730	2,730	165,422
当事業年度末残高	30,265	30,265	2,661,956

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
  - ②その他有価証券
    - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
  - ③たな卸資産の評価基準及び評価方法 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の有形固定資産については3年間で均等償却をしております。
  - ②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  - ③リース資産(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産) リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
- 社債発行費 社債の償還までの期間にわたる定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末に在籍している従業員に係る支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③製品保証引当金

販売した住宅に対するアフターサービス及びクレーム費用の支出に備えるため、過去の実績に将来の見込みを加味した金額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準  
完成工事高及び完成工事原価の  
計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）  
工事進行基準（工期の進捗率の見積りは原価比例法）
- ・その他の工事  
工事完成基準

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、固定資産等に係る控除対象外消費税及び地方消費税については、投資その他の資産の「その他」（長期前払費用）に計上し均等償却しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

たな卸資産	3,564,229千円
建物及び構築物	910,180千円
土地	1,406,914千円
計	5,881,323千円

#### ②担保に係る債務

短期借入金	2,291,600千円
1年内返済予定の長期借入金	509,243千円
長期借入金	2,857,585千円
社債に対する被保証債務	489,600千円
計	6,148,028千円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	392,029千円
--------	-----------

### (3) 保証債務

被保証者	保証金額	被保証債務の内容
シテイーホーム(株)	372,766千円	金融機関からの借入金
(株)リフォスタ	401,700千円	金融機関からの借入金

### (4) 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲載されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権	15,136千円
短期金銭債務	463千円

## 3. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

①営業取引による取引高	227,646千円
②営業取引以外の取引高	341,889千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	76,860株	—株	—株	76,860株

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	21,354千円
税務上の繰越欠損金	44,574千円
製品保証引当金	8,505千円
減損損失	6,626千円
その他	17,652千円
繰延税金資産小計	98,712千円
評価性引当額	△7,080千円
繰延税金資産合計	91,631千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△10,374千円
その他	△993千円
繰延税金負債合計	△11,368千円
繰延税金資産の純額	80,263千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱リフォ スタ	10,000	リフォーム事 業及び中古住 宅の販売	(所有) 直接 100.0	資金の 援助	債務の保証 (注2)	401,700	—	—
子会社	シティー ホーム㈱	24,000	不動産仲介、 新築戸建分 譲、損害保険 代理及び不動 産賃貸	(所有) 直接 100.0	債務の 保証	債務の保証 (注2)	372,766	—	—

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び決定条件等

金融機関からの借入金の一部に対し債務保証を行っておりますが、保証料は受領して  
おりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 660円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 80円34銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

(追加情報)

(固定資産の保有目的の変更)

当事業年度において、固定資産の一部について、自社利用から販売目的へと保有目的を変更したことに伴い、建物及び構築物649,625千円、土地486,597千円、及びその他（機械装置及び運搬具）2,598千円を、たな卸資産に振り替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用しておりますが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす見積りが存在しないため、記載を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症については、今後の拡大や収束時期等を予測することが依然として困難な状況であります。当社の業績に与える影響は限定的であるとの仮定に基づき会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合には、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

---

本提供書面中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、比率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社ハウスフリーダム  
取締役会 御中

三優監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	鳥 居	陽
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	米 崎	直 人
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハウスフリーダムの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハウスフリーダム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月17日

株式会社ハウスフリーダム  
取締役会 御中

三優監査法人  
大阪事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	鳥 居	陽
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公 認 会 計 士	米 崎	直 人
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハウスフリーダムの2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月17日

株式会社ハウスフリーダム 監査等委員会

常勤監査等委員 檜 根 達 也 ㊟

監査等委員 伊 藤 誠 英 ㊟

監査等委員 松 岡 宏 治 ㊟

(注) 監査等委員伊藤誠英及び松岡宏治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第27期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金40円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は161,325,600円となります。

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月28日といたします。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令に定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 1 5 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条</u> 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）  
 全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	お じま けん じ 小 島 賢 二 (1969年10月30日生)	1992年10月 有限会社燕京ハウジング 入社 1995年3月 当社設立 代表取締役社長（現任）	204,000株
2	ます だ なお き 増 田 直 樹 (1963年5月5日生)	1996年1月 ケントホームサービス 入社 1996年8月 当社 入社 1999年3月 当社 取締役 2004年7月 当社 取締役営業本部長 2011年1月 当社 取締役営業担当営業部長 2015年3月 当社 取締役分譲部長建設部管掌 2015年8月 シティーホーム株式会社代表取締役社長 （現任） 2021年3月 当社 取締役営業担当 2021年3月 株式会社リフォスタ代表取締役社長 （現任） 2021年4月 当社 取締役営業本部長（現任）	120,000株

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	かわ べ ゆたか 河 辺 豊 (1979年11月27日生)	2002年4月 個人事業飲食店開業 2004年4月 桂経営ソリューションズ株式会社 入社 2004年10月 株式会社ベッツホールディングス 入社 2007年8月 株式会社セイクレスト 入社 2008年9月 株式会社麦の穂 入社 2010年1月 当社 入社 2012年1月 当社 人事総務部長 2014年1月 当社 経営推進グループ長 2015年1月 当社 経営企画室長 2016年3月 当社 取締役経営企画室長 2021年3月 当社 取締役管理担当 2021年4月 当社 取締役管理本部長 (現任)	3,300株
4	もり みつ てつ や 森 光 哲 也 (1972年7月27日生)	1999年12月 株式会社ホンダベルノ東海 入社 (現：VTホールディングス株式会社) 2000年10月 当社 取締役経営企画室長 2007年4月 当社 取締役副社長管理部門統括担当 2010年3月 当社 取締役管理本部長 2011年1月 当社 取締役管理担当人事総務部長 2012年1月 当社 取締役 2016年1月 当社 取締役人事総務部兼経理部管掌 2021年3月 当社 取締役海外担当 (現任)	200,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>



### 2. 議決権行使の方法について

#### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

#### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

### 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年3月24日（木曜日）午後6時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

#### 4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00 )

(2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

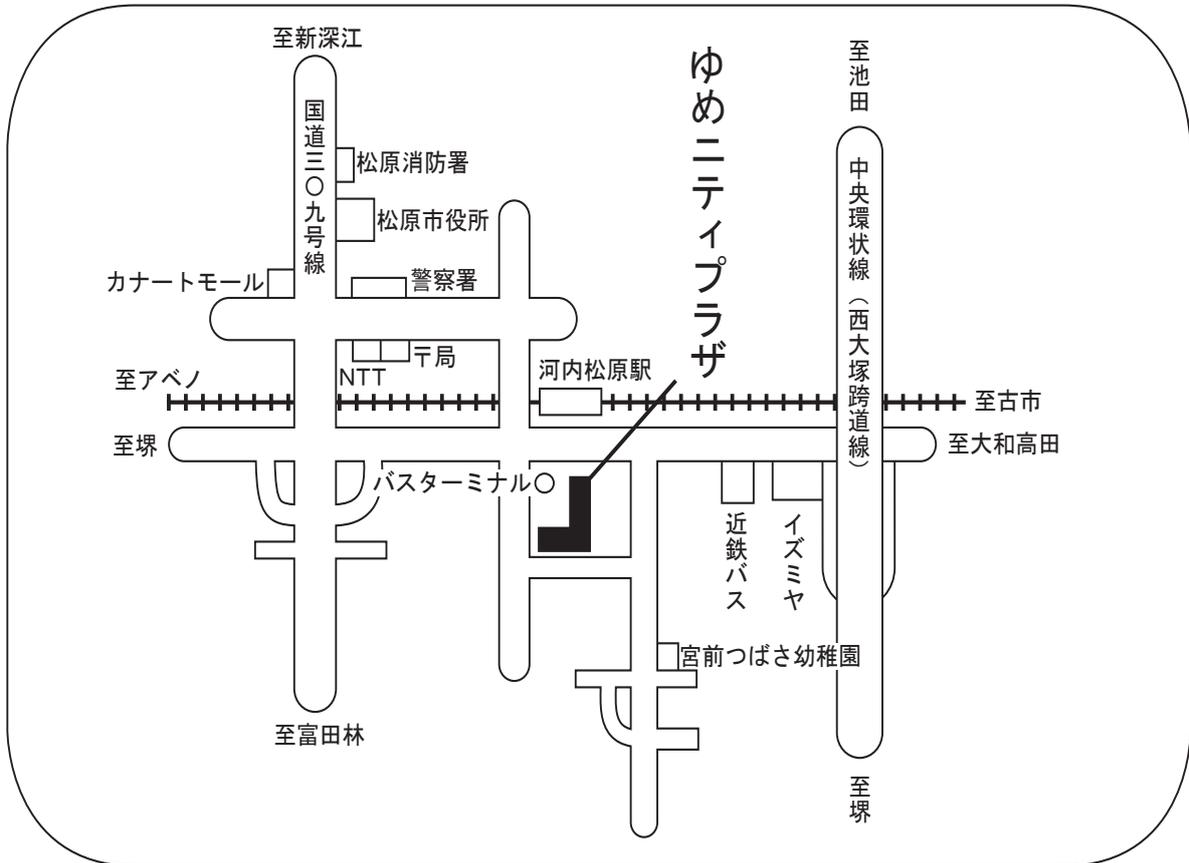
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪府松原市上田三丁目6番1号  
ゆめニティプラザ3階



交通 近鉄南大阪線 河内松原駅より 徒歩2分